

長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則案等への質問・意見に対する県の回答

1 長野県特定歴史公文書の利用等に関する規則案に係る質問・意見に対する回答

番号	委員名	質問・意見内容	質問・意見に対する県の回答
(1)	瀬畑委員	第 11 回公文書審議会資料 2-2 規則案別表の 2 電磁的記録用紙に出力したものの金額欄について、電磁的記録ではカラーで記録されているものが多いと思われるので、多色刷りの場合の金額を明記した方がいいのではないか。	規則案別表の 2 電磁的記録用紙に出力したものの金額欄に「(多色刷りにあっては、20 円)」という記載を加えます。
(2)	瀬畑委員	第 11 回公文書審議会資料 2-2 規則案別表の金額欄は 1 枚につきいくらかという記載内容になっているが、誤解のないように何が 1 枚につきいくらかなのかということを明記した方がいいのではないか。	規則案別表の金額欄に、用紙の場合は「用紙 1 枚につき」、光ディスクの場合は「光ディスク 1 枚につき」という記載内容に修正します。
(3)	瀬畑委員	滋賀や群馬などにある「複製物の作成」の規定は、規則に入れておくべきではないか。利用が頻繁なものや、敗戦直後の酸性紙を使っていて劣化の激しい文書などは、積極的に複写を行っておく必要がある。特に昭和 21 年までの「長野県宝」にあたる公文書については、利用が頻繁な資料があった場合には、資料の保護の観点から、複写物の利用を積極的に推進する必要がある。予算の申請なども考えたときに、この規定が規則にあった方がよいのではないか。また、これを入れた場合には「原本の特別利用」の項目も必要になるとと思われる。	複製物の作成についての規定は、以下「2 長野県特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領案に係る意見に対する県の対応」(3) のとおり、事務処理要領案に付け加えます。また、特定歴史公文書の写しにより利用に供させる場合とは、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるときなので、その原本の利用に係ることについては、規則に規定しないことと考えています。
(4)	瀬畑委員	複写代のカラーが 1 枚 20 円になっているが、コスト的に問題はないのか？コンビニはモノクロは 10 円でも、カラーで B4 までで 50 円、A3 で 80 円 (セブンイレブン)。群馬県立文書館はモノクロ 10 円、カラー 50 円。滋賀県立公文書館は単色 10 円、カラー 30 円。コスト計算を考えての金額設定なのか。	条例第 21 条で写し等の費用は、実費の範囲内となっているため、その範囲内での金額設定となっております。

(5)	依田委員	<p>国や最近条例が施行された多くの自治体が、制定・改廃に当たって審議会等に諮る必要がある利用等規則に入れている事項、少なくとも受入れに関する事項や保存・利用状況報告に関する事項については「利用等に関する規則」に記載するのが適切と考える。</p> <p>(理由) 受入数の公表、特に、「移管を受けた日から1年以内に排架を行う」ことは重要なことであり、万が一、審議会の意見も聞かず、より長期間（数年～数十年）に変更されるようなことがあれば、排架まで長期間県民が利用できなくなるため。</p>	<p>要領案第2条に「原則として移管を受けた日から1年以内に排架を行うものとする。」と規定されていた箇所を削除し、規則案第2条に第2項として「知事は、条例第8条第1項又は第5項の規定による移管を受けたときは、原則として当該移管を受けた日から1年以内に、当該移管を受けた特定歴史公文書に係る前項各号に掲げる事項を、条例第12条第4項の目録に記載しなければならない。」という項目を規定します。</p>
(6)	瀬畑委員	<p>閲覧の制限について、現在は要領の24条にあるが、閲覧といった住民の権利を剥奪するものである以上、これは規則に入れておいた方がよいのではないかと。</p>	<p>要領案第24条に規定されているような内容は、一般的にみて当然中止や禁止せざるを得ないものであると考えられるので、規則には規定しないこととします。</p>

2 長野県特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領案に係る意見に対する回答

番号	委員名	質問・意見内容	質問・意見に対する県の回答
(1)	瀬畑委員	<p>マイクロフィルムの写しの作成については、マイクロフィルムには不開示に当たる情報が記録されておらず、作成の効率も考えて利用請求者でもできるような規定にしたらどうか。</p>	<p>要領案第18条第1項を「写しの作成は、原則として歴史館が行う。(略)ただし、マイクロフィルムの写しの作成は、利用請求者が歴史館において写しの交付を希望する場合のみ、利用請求者が作成できるものとする。」という記載内容に修正します。</p>
(2)	瀬畑委員	<p>第11回公文書審議会資料2-3要領案第19条第2項3号に筆記は鉛筆かシャープペンシルで行うこととあるが、シャープペンシルも資料をいためる可能性があるため、筆記は鉛筆のみとした方がよいのではないかと。</p>	<p>要領案第21条第2項3号を「筆記は鉛筆で行い、特定歴史公文書を置く机の上にシャープペンシル、万年筆、ボールペン、蛍光ペン等を置かないこと。」という記載内容に修正します。</p>
(3)	瀬畑委員 伊佐治委員	<p>・録音テープやビデオテープは再生するとどんどん劣化が進み、原本を損傷する確率が高いため、他の記録媒体に変換しものを視</p>	<p>要領案第5条に複製物の作成及び利用について「知事は、特定歴史公文書について、適切な保存および利用を確保するた</p>

		<p>聴させることができることを明確にしておいたほうがいいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定歴史公文書の劣化が進行した場合には、修復不可能で判読できない状態になる前に、前もって、その特定歴史公文書の状態を写真として電子データ等にして保存しておくべきではないか。もし可能ならば、事務処理要領に、「特定歴史公文書の状態が劣化し、保存に耐えられない状態になる恐れがある場合は、当該特定歴史公文書を電磁的記録等に残しておく」といった内容を追加してほしい。 	<p>め、それぞれの特定歴史公文書の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等を勘案し、必要に応じて、適切な記録媒体による複製物を作成し、また、その複製物をもって利用に供させることができる。」という項目を規定します。</p>
(4)	依田委員	<p>特定歴史公文書の貸出しは、複製物がある場合には複製物による旨の規定だが、その場合でも、展示会で展示を行う際に適切な設備、体制等がとられた場合であって原本の展示がより利用の促進につながる場合には、原本を貸し出すことが可能となるような規定にすべきではないか。</p>	<p>要領案第 28 条を「特定歴史公文書の貸出しは、原則として複製物によることとする。ただし、複製物がない場合または原本の貸出しがより特定歴史公文書の利用の促進につながると認められる場合においては、原本による貸出しを行うことができる。」という記載内容に修正します。</p>
(5)	依田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・特定歴史公文書を廃棄した場合はホームページに掲載する旨の記載であるが、第 11 回公文書審議会資料 2 - 3 要領案第 36 条はこれでいいとしても、第 37 条の保存及び利用の状況を公表する項目として廃棄の状況を加えるべきではないか。 <p>(理由) 特定歴史公文書を廃棄するケースは、国でも公文書管理法施行以降はないことを考えると、長野県でもあまりないものと考えられ、ゼロであることを示すことも必要と考える(記載がない場合には、ゼロなのか未記載なのか不明になってしまう)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存及び利用の状況の公表をする事項として、利用請求や審査請求関係が記載されているが、少なすぎるのではないか。国で公表している事項全てとまでは言わないが、少なくとも、受け入れた件 	<p>要領案第 39 条に「(1) 特定歴史公文書の移管受入れの件数、(2) 目録の公表状況、(7) 利用の促進の状況 (ア 簡便な方法による利用の状況、イ 複製物の作成の状況、ウ 特定歴史公文書の貸出しの状況)、(8) 特定歴史公文書の廃棄件数」の項目を規定します。</p>

		数、受入れから1年以内の目録掲載状況、簡便な方法による利用の状況、貸出しの状況、レファレンスの実施状況など、知事（歴史館）が行ったものについてもっと多くのものを記載したほうがいいのではないか。	
(6)	依田委員	公文書の管理状況の報告は条例施行規則に規定されているにもかかわらず、同レベルの特定歴史公文書保存及び利用の状況の報告は、条例の施行規則とされる利用等規則ではなく、下位規定の事務処理要領にしか規定されていないのはレベルが合わないのではないか。	公文書の管理状況の報告については、条例第10条第1項の規定により知事に報告しなくてはならない公文書管理ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について規則に定めることとなっております。条例第10条第2項の規定には知事に報告した内容を取りまとめ、その概要を公表しなければならないと規定されており、これについて規則で定めることとなっております。同じように条例第27条は特定歴史公文書の保存及び利用の状況についてその概要を公表しなければならないと規定されているだけで、何か規則で定めることになっていません。
(7)	依田委員	国や他の自治体でも記載されているものだが、受け入れた特定歴史公文書に著作物が含まれている場合に、利用等の許諾や同意を得ることで円滑な利用に備える旨の規定がない理由は何故か。	要領案第3条に「知事は、条例第8条第1項又は第5項の規定により、知事に移管された特定歴史公文書に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合には、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権に関する利用等の許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書の円滑な利用に備えるものとする。」という項目を規定します。

3 長野県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案に係る意見に対する回答

番号	委員名	質問・意見内容	質問・意見に対する県の回答
(1)	依田委員	第11回公文書審議会資料2-4の審査基準案別表の特定歴史公文書に記録されている情報欄に「戸籍の原本及び写本(戸籍謄本・戸籍抄本)」と記載があるが、戸籍の原本は市町村が管理しており、特定歴史公文書として移管されてくることはないのではないか。	「戸籍」と訂正します。
(2)	瀬畑委員	第11回公文書審議会資料2-4の審査基準案別表の「同和問題に関すること」と「戸籍」については、特別に書き出すというかたちではなく、「重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」の中に入れてらどうか。	審査基準案別表の重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるものに該当する可能性のある情報の類型の例(参考)欄に「ウ同和問題に関すること、エ戸籍」という項目を加え、備考欄に「5「同和問題に関すること」及び「戸籍」についての判断に当たっては、当分の間、140年を超えてもその年数を限らない。」という項目を規定します。

4 その他

番号	委員名	質問・意見内容	質問・意見に対する県の回答
(1)	依田委員	利用等規則に規定する事項で、比較の他県としてこれらを選んだ理由をお聞かせください。 気になる点として、滋賀県の他は、平成24年施行で公文書館を持たない熊本県や、平成26年施行の香川県などと比較しているが、国のガイドラインは当然として、令和2年施行の高知県や令和3年施行の群馬県では、滋賀県と同じようにほとんどの項目が制定・	第11回公文書審議会資料2-1でお示しした他県の規則における規定事項一覧は、同じ公文書管理条例の施行規則だとしても、条例から委任された事項以外の項目については、各県の方針によって定める内容が異なっているということがわかるように作成しました。

		<p>改廃に当たって委員会に諮る必要がある規則に載せている。今回の比較表作成に当たって、滋賀県以外の最近条例が施行された県を外した理由が分からないためです。</p>	
(2)	瀬畑委員	<p>特定歴史公文書の写しの交付については、原本保護の観点から考えても、頻繁に行われることは避けなければならない。例えば、敗戦前後の紙は非常に質が悪く、少し触っても崩れてしまうようなものである。フェイスアップスキャナのような上からスキャンする場合でも、強い光を資料に当てることになり、劣化は避けられない。これは「他県がどうか」という問題ではなく、「長野県宝」になっている文化財としての公文書をどのように保護するかという点に関わっている。「県宝」レベルのものを複写で劣化させてよいのだろうか？</p>	<p>条例第14条第1項第2号、条例第20条、条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準案の3及び上記「2長野県特定歴史公文書の利用手続に関する事務処理要領案に係る意見に対する県の対応」(3)で付け加えた要領案第5条のとおり、文化財指定されている特定歴史公文書は原本の利用を制限し、複製物を作成してそれを利用に供するような運用を行っていく予定です。</p>